新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業

要求水準書(案)

平成14年10月15日

岡山県

目 次

総則
整備方針
遵守すべき法制度等
リニューアルによる施設設計に関する要求水準4
1 設計基準等42 敷地及びリニューアルする建物に関する状況53 インフラ整備状況64 施設のリニューアルに関する要件65 施設の主要な機能要件76 設備の主要な機能要件31
設計・施工監理業務に関する要求水準
1 設計業務
維持管理業務に関する要求水準(詳細:別添資料1)36
維持管理業務に関する要求水準(詳細:別添資料1) 36 運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2) 36
運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2)36
運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2) 36 情報ネットワークに関する要求水準(詳細:別添資料3) 36 <添付資料> 1.位置図 2.配置図 3.ゾーン配置図 <別添資料>
 運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2) (清報ネットワークに関する要求水準(詳細:別添資料3) (添付資料> 1.位置図 2.配置図 3.ゾーン配置図 (別添資料> 1.維持管理業務に関する要求水準書(案) 2.運営業務に関する要求水準書(案) 3.情報ネットワークに関する要求水準書(案)
 運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2) 情報ネットワークに関する要求水準(詳細:別添資料3) 36 <添付資料> 1.位置図 2.配置図 3.ゾーン配置図 <別添資料> 1.維持管理業務に関する要求水準書(案) 2.運営業務に関する要求水準書(案)

総則

「新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業 要求水準書(案)」(以下「要求水準書(案)」という。)は、新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業(以下「本事業」という。)に関して、本事業の施設設計、設計・施工監理業務、維持管理業務、運営業務について、岡山県(以下「県」という。)が要求する水準を示すものである。

整備方針

県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体などが手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指すとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として、旧国立岡山病院跡地に存する建物をリニューアルすることで活用し、新たに「新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)」(以下「新会館」という。)を整備する。また、新会館と一体で、県民の記録資料を保存利用する拠点施設として「岡山県立文書館(仮称)」(以下「文書館」という。)をあわせて整備する。

施設 (「新会館」及び「文書館」の 2 施設をいう。) の整備に当たっては、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインや環境に与える負荷軽減等に対応した仕様とする。

(バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応)

高齢者や身体障害者などの利用に配慮したバリアフリー対応施設とするとともに、すべての 方に使いやすいユニバーサルデザインに配慮する。

(環境負荷軽減への対応)

旧国立岡山病院跡地に存する建物を活用し、建設資材廃棄物の排出抑制、施設周辺環境への配慮、太陽光発電の利用等による環境への負荷の軽減に対応する。

(高度情報化への対応)

岡山情報ハイウェイに光ファイバーで直結し、施設全体で情報化の進展に対応できるものと する。

遵守すべき法制度等

本件事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

(法律・条例等)

建築基準法(昭和25年法律第201号)

消防法(昭和23年法律第186号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)

振動規制法(昭和51年法律第64号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6

年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)

身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)

駐車場法(昭和32年法律第106号)

岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年岡山県条例第1号)

その他、各種の建築関係資格法・業法・労働関係法

ISO14001(環境マネジメントシステム国際標準規格)

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに 当たり必要とされるその他の県及び岡山市の関係条例等についても遵守のこと。

リニューアルによる施設設計に関する要求水準

1 設計基準等

リニューアルによる施設の設計に当たっては、次の基準等により行うこと。

(1) 岡山県福祉のまちづくり条例の施設整備基準を満たすこと。

なお、階段を除く施設、設備について、ハートビル法の誘導的基準を満たすとともに、 旧国立岡山病院本館中央階段は誘導的基準、それ以外の階段は基礎的基準をそれぞれ満 たすこと。

【参照】

岡山県福祉のまちづくり条例 (例規集)

岡山県福祉のまちづくり条例(施設整備マニュアル)

岡山県福祉のまちづくり条例解説

ハートビルのつくり方(平成7年9月岡山県におけるハートビル法の手引き/編集:岡山県ハートビル連絡会)

- (2)施設の構造体の耐震安全性の分類は、「岡山県建築物等耐震対策基本方針(平成8年8月)」に定める 類(重要度係数1.25)とする。
- (3) 設備の耐震対策については、「建築設備耐震設計・施工指針((旧)建設省住宅局建築 指導課監修)」(最新版)の耐震クラスをAとする。
- (4) 閲覧資料の耐震補強案は一例であり、要求水準の範囲内で自由な提案を行なうことができる。また、提案者の独自の材料あるいは工法を用いることができる。 なお、閲覧資料の本館棟及び地方循環器病センター棟の「補強案」には太陽光発電装置本体と基礎荷重は計算上含まれていない。本件の補強設計提案には、これらの太陽光発電装置と基礎の重量を含めて、常時荷重と地震荷重に対する安全性が確保されることを求める。
- (5) 改修後の用途により、積載荷重が閲覧資料の耐震補強案の原設計よりも増加する部分の構造について、過度のたわみや安全性を損なわないように配慮すること。
- (6) 改修設計において、既存躯体をできる限り傷めないよう配慮すること。また、新たに 躯体貫通孔を設ける場合は、構造の安全性を確認すること。
- (7)施設の改修構造設計については、建築基準法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 国土交通省告示によるほか、次の諸基準に準拠すること。

日本建築学会諸基準

「改訂版(平成9年版)既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(日本建築防災協会)

「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・ 同解説」(日本建築防災協会)

官庁施設の総合耐震・改修基準及び同解説計画基準 ((旧)建設省大臣官房官庁営繕部 監修)」(最新版)

- (8)落札者に対してのみ、実施設計完了後、(財)日本建築防災協会等による判定委員会の 審査を受けることを求める予定である。
- (9) 各工事に当たっては、次を参照すること。

「建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)

「建築改修工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)

「機械設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)

「電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)

「建設工事安全施工技術指針(平成7年5月25日 建設省営監発第13号)」

「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編(平成5年1月12日建設省経建発第1号)

「建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省経建発第3号)」 その他の関連要綱・各種基準等

- 2 敷地及びリニューアルする建物に関する状況
- (1)事業名:新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業
- (2)所在地:岡山市南方二丁目13-1 旧国立岡山病院跡地 添付資料1「位置図」参照
- (3)敷地面積:17,546㎡

添付資料2「配置図」参照

- (4)土地:岡山県土地開発公社が現在所有しているが、県が取得予定。
- (5)交通: JR岡山駅より徒歩約15分、岡山空港より車で約30分
- (6)地域・地区等:

都市計画:市街化区域

地域•地区:近隣商業地域、準防火地域

建ペい率:80%以下 容積率:300%以下

公害防止: 本事業を行うに当たっては、公害防止に関する法令等に定める基準を遵守す

る。

(7)リニューアルする建物:旧国立岡山病院の下記3棟

下記3棟の建物に耐震補強を実施し、新会館及び文書館をリニューアルする。

旧国立岡山病院建物及び耐震診断・耐震設計に関する資料については、閲覧資料を参照すること。

新会館(2棟)

旧国立岡山病院本館(12,767 m²・地階除く、建設年次昭和33年~36年)

旧国立岡山病院地方循環器病センター (1,551 m²、建設年次昭和55年) 文書館(1棟)

旧国立岡山病院小児病棟(1,622 m²、建設年次昭和49年)

リニューアルする建物及びその他の建物の解体については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。

なお、リニューアルする建物については、躯体を除く部分(内装仕上、家具、設備機器、配管等)は全て県で撤去し、解体の際躯体を傷つける恐れのある部分(躯体に埋め込まれている機器等、屋上防水、外装仕上、外部建具等)は事業者が撤去を行うものとする予定である。なお、その他の建物は全て県で撤去する予定である。

3 インフラ整備状況

下記事項は、参考であり、各々事業者の責任において、各管理者に確認すること。

(1)上水道

敷地周囲の本管:北側公道側岡山市上水道本管150

引込管口径:100 (引き込み済)

(2)下水道

敷地周囲の本管:南側公道側岡山市下水道本管500HP

東側公道側岡山市下水道本管500HP

北側公道側岡山市下水道本管450HP

放流方式: 合流式

引き込み及び汚水枡、雑排水枡設置済

(3)都市ガス(岡山ガス)

敷地周囲の本管:南側公道側予定(管口径未定) ガスの種類:13A(平成17年10月、5C 13Aに変更予定)

- (4)電話(NTT岡山支社) 敷地北側公道より引き込み可
- (5)電気(中国電力) 敷地北側公道より引き込み可
- (6)情報ネットワーク

県の運用する岡山情報ハイウェイと接続する。 別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書(案)」参照

- 4 施設のリニューアルに関する要件
- (1)施設の外部改修については、「建築改修工事共通仕様書」「建築改修設計基準」に準拠し、 下記の内容にて改修を行う。ただし、事業者の創意工夫により耐震補強において外装の変更

を行う場合にはこの限りではない。

屋上防水は全面撤去し、再度防水を施す。

外壁タイル部分は欠損、浮き、ひび割れ等を調査し、必要な箇所については改修を行う。 外壁塗り仕上げ部分はひび割れ、欠損等の改修を行い、全面新規に塗り仕上げを行う。 外部建具は撤去し、新設する。

既存シーリングは全て打ち直す。

- (2)施設の内部改修については、「5 施設の主要な機能要件」を参照のこと。
- 5 施設の主要な機能要件

施設の主要な機能要件を以下の通り示す。

必要面積の記述がある諸室以外の面積については、提案を求めるものである。なお、諸室においては、特別の指定がない限り、一般的な温度(夏期:乾球温度28 、冬期:乾球温度22 、一般的な湿度(相対湿度40%以上70%以下)を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)によるものとする。

(1)施設の機能

県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体などが手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指すとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として新会館を整備する。また、新会館と一体で、県民の記録資料を保存利用する拠点施設として文書館をあわせて整備する。

新会館及び文書館は次の機能を備える。

新会館の機能

)福祉活動の拠点

少子高齢化が進展する中で、多様化し増大している県民の福祉ニーズに応えるため、 岡山県社会福祉協議会など福祉関係団体の活動施設を拡充整備し、民間、市町村、県が 一体となって地域福祉を推進する拠点とする。

) ボランティア・NPO活動の支援拠点

県民総参加型のボランティア・NPO社会の構築を図るため、広く県民が集い、情報の交換や交流と連携を深める中で構築されるネットワークの拠点及び情報の発信拠点として、また、今後各地域で設置されるボランティア・NPOへの活動支援センターや市町村等と連携、支援を行う拠点とする。

) 県の相談・支援拠点

女性相談所、中央児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、消費生活センターなどの集積を図り、福祉関係団体、ボランティア・NPO等との連携強化を図りながら県民福祉に関する相談支援を行う拠点とする。

文書館の機能

県民の記録を伝える貴重な財産である公文書等を体系的に収集・保存し、これに関連する調査研究等を行い、県民の地域研究等の活動に提供し、郷土に対する理解と認識を深め

る拠点とする。

(2)施設の配置計画

本事業により配置する施設は次のとおりとする。

新会館

-) 福祉団体等の活動ゾーン
-)会議・研修ゾーン
-) 福祉人材の養成・確保ゾーン
-) 福祉情報提供及び総合相談ゾーン
-) ボランティア・NPO活動支援ゾーン
-) 公共施設ゾーン
-) リフレッシュゾーン
-) その他共用スペース
-)屋外施設(駐車場等)

文書館

-) 収蔵スペース
-)利用サービススペース
-)作業スペース
-)管理スペース
-) その他共用スペース

施設のゾーン/スペースの配置については、添付資料3「ゾーン配置図」を参照すること。

施設の機能構成については、次頁以降でゾーン/スペース毎に示す。個別の室に関する詳細な機能や仕上げ、必要となる設備については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。

(3)機能構成

新会館

) 福祉団体等の活動ゾーン

室名	使用目的	要求性能
福祉関係団体事務室	岡山県社会福祉協議会の	(配置)
	ほか民間福祉活動を推進	本館1、2、3階
	する団体が活動する執務	(室数)
	室として使用する。	2 0 室程度
		(予定面積)
		合計 1,210 m²程度
		(機能) ・各室の機能については、入札公告時に
		詳細を明らかにする予定である。
(次頁続く)		

室名	使用目的	要求性能
聴覚障害者情報提供	聴覚障害者のための	(配置)
施設	情報提供施設として	本館4階
	使用する。	(室数)
		7 室程度
		(予定面積)
		490 ㎡程度
		(機能)
		・ユニバーサルデザインへの特段の配慮が求
		・各室の機能として、現在、以下の内容を予定している。 ・ライブラリー試写室及び情報機器利用室(OHP、液晶プロジェクタ等の情報機器を整備すること) ・スタジオ制作室(手話や聴覚障害関係のビデオの作成やビデオテープへの字幕付けができる設備を整備すること)・研修室(集団補聴装置を整備すること)・相談室・事務室・倉庫 なお、各室には、全てフラッシュランプ付非常文字表示装置を整備すること。

) 会議・研修ゾーン

) 会議・研修ゾーン <u>室名</u>	使用目的	要求性能
会議室(大)	大規模人数での講習、	(配置)
	研修、会議に使用す	本館 3 階
	る。	(室数)
		1室
		(予定面積)
		440 m ² 程度
		(機能)
		・250~300名程度での会議利用を想定
		すること。
		・可動式壁で仕切った2~3室として中会議
		室としての利用も想定すること。
		・音響設備を設置すること。
会議室(中)	中規模人数での講習、	(配置)
	研修、会議に使用す	本館4階
	る。	(室数)
		1室
		(予定面積)
		240 ㎡程度
		(機能)
		・100~200名程度での会議利用を想定
		すること。
A ** -	.1. +0.1# 1 #4 0 *# 77	・音響設備を設置すること。
会議室(小)	小規模人数での講習、	
	研修、会議に使用す	
	る。	(室数) 12室程度
		()'延岡傾
		(機能)
		\ ^へ
		ること。また、40~50名程度の介護実
		習等での利用も併せて想定すること。

) 福祉人材の養成・確保ゾーン及び) 福祉情報提供及び総合相談ゾーン

)価値人材の食成・	催保ソーン及び)福祉	止情報提供及び総合相談ゾーン
室名	使用目的	要求性能
		(配置)
		本館1、3階
		(予定面積)
		約600㎡
		必要となる室数等については、入札公告時に
		詳細を明らかにする予定である。
(内訳)	(内訳)	
総合相談・窓口カウ	 総合受付、相談に使用	
ンター	する。	
l 相談室	 福祉分野への就労希	
	 望者、障害者及び高齢	
	 者の斡旋相談や福祉	
	 関連の各種相談に使	
	用する。	
情報コーナー	求人情報を含め広く	
	┃ ┃ 県政の総合情報をイ	
	ンターネットや図書	
	の閲覧、貸出しで提供	
	するスペースとして	
	使用する。	

) ボランティア・NPO活動支援ゾーン

)ボランティア・NPO活動支援ゾーン		
室名	使用目的	要求性能
交流スペース	ボランティア・NPOが自	(配置)
	由に自らの活動状況	本館 2 階
	等の情報をPR・交換	(室数)
	するとともに、気軽に	1室
	打ち合わせ等ができ	(予定面積)
	る交流スペースとし	260 m ² 程度
	て使用する。	(機能)
		・郵便物やFAXの取り次ぎ等、メールボッ
		クス設置スペース (20 ㎡)を含む。
情報提供スペース	ホームページを検索	(配置)
	できるパソコンを設	本館 2 階
	置したコーナー及び	(室数)
	書棚、閲覧用机を設置	1室
	した図書コーナーを	(予定面積)
	有する情報提供スペ	130 ㎡程度
	ースとして使用する。	(機能)
		・書棚の収容能力として、書籍300~50
		0冊、資料・報告書500~800部程度
		を想定すること。
		・パソコン 2 台を設置可能なパソコンコーナ
		ーも想定すること。
相談スペース	ボランティア・NPO関連	(配置)
	の相談スペースとし	本館 2 階
	て使用する。	(室数)
		1室
		(予定面積)
		30 ㎡程度
		(機能)
		・4名×2組程度の相談利用を想定するこ
(次頁続く)		と。

室名	使用目的	要求性能
管理運営事務所	ボランティア・NPO活動	` '
	支援センターの管理	本館 2 階
	運営や相談に対応す	(室数)
	るためのスペースと	1室
	して使用する。	(予定面積)
		90 ㎡程度
		(機能)
		・4名程度の執務を想定する。
		・貸出機材等の保管倉庫(70 ㎡程度)を想
		定すること。
作業スペース	│ │各団体のパンフレッ	(配置)
	トや情報誌の印刷、製	本館 2 階
	本等に必要な機械の	(室数)
	設置や作業するため	1室
	のスペースとして使	(予定面積)
	用する。	50 ㎡程度
		(機能)
		・印刷機、コピー機、丁合機、紙折機、裁断
		機、作業台の設置を想定し、必要なスペー
		スを確保すること。
会議室	 グループ用会議室と	(配置)
	 して使用する。	本館2階
		(室数)
		4室
		(予定面積)
		300 ㎡程度
		(機能)
		・50人用1室、20人用3室を整備するこ
		ے.
		・可動式壁で仕切った2室として中会議室と
(次頁続く)		しての利用も想定すること。

室名	使用目的	要求性能
貸口ッカー	ボランティア・NPOが作業や打ち合わせに要する印刷用紙、参考図書、事務用品等の資料、資機材等を保管するために使用する。	(配置) 本館 2階 (室数) 1室 (予定面積) 30 ㎡程度 (機能) ・貸ロッカー18本の設置を想定し、必要なスペースを確保すること。
貸事務所	貸事務所として使用する。	 (配置) 本館 2 階 (室数) 1室 (予定面積) 120 ㎡程度 (機能) ・2 名程度が常駐できる事務所を想定する。 ・個室又はオープンスペースをパーティションで区切ったスペースとすること。
子どものプレイルー ム (次頁続く)	研修等への参加や作業に携わる者の子どもを預かることのできる一時預かり所として使用する。	(配置) 本館 2 階 (室数) 1室 (予定面積) 60 ㎡程度 (機能) ・15名程度の子どもの利用を想定すること。 ・安全に配慮し、遊具等も設置することを想 定すること。

室名 使用目的 要求性能	
結湯室・トイレ お゙ランラィア・NPOが利 (配置) 本館2階 (室数) 1室 (予定面積) 30 ㎡程度 (機能) ・利用者が自由にお茶等を用意できたを整備すること。 ・ユニバーサルデザインに配慮した整備すること。	

) 公共施設ゾーン

)公共施設ソーン 室名	使用目的	要求性能
中央児童相談所 女性相談所	中央児童相談所として使用する。	(配置) 本館4階 地方循環器病センター1、2、3、4階 (室数) 70室程度 (予定面積) 合計1,410 ㎡程度 (機能) ・施設の一時保護に関連した配慮が求められる。 ・児童の一時保護に関連した配慮が求められる。 ・児童の一時保護に関連した配慮が求められる。 ・配置) 本館5、6階 (室数) 30室 (予計590㎡程度 (機能設の一部は24時間利用となる。・女性相談に関連した配慮が求められる。・ブライバシー保護への配慮が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティの確保が求められる。・セキュリティのでは、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。
(次頁続く)		

室名	使用目的	要求性能
身体障害者更生相談 所	身体障害者更生相談所として使用する。	 (配置) 本館1階 (室数) 30室程度 (予定面積) 合計980㎡程度 (機能) ・ユニバーサルデザインへの特段の配慮が求められる。 ・各室の機能については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。
知的障害者更生相談所	知的障害者更生相談所として使用する。	(配置) 本館1階 (室数) 10室程度 (予定面積) 合計130㎡程度 (機能) ・ユニバーサルデザインへの特段の配慮が求められる。 ・各室の機能については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。
(次頁続く)		

室名	使用目的	要求性能
消費生活センター	消費生活センターとして使用する。	(配置) 本館5階 (室数) 10室程度 (予定面積) 合計 430 ㎡程度 (機能) ・消費者のプライバシー保護への配慮が求められる。 ・各室の機能については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。
その他事務所スペース	県事務所として使用する	(配置) 本館5、6階 (室数) 10室程度 (予定面積) 合計660㎡程度 (機能) ・各室の機能については、入札公告時に詳細 を明らかにする予定である。

) リフレッシュゾーン

) リフレッシュソー 室名	使用目的	要求性能
(内訳) 喫茶等	(内訳) 喫茶等のためのスペ ースとして使用する。	(配置) 本館1、2階 (室数) 2室 (予定面積) 400 ㎡程度
授産品展示・販売コーナー	県内の社会福祉施設 及び入所者の作品を 展示・販売するための スペースとして使用 する。	・必要な調理場を整備すること。 (機能) ・多くの障害者の利用が想定され、ユニバーサルデザインへの配慮が特に求められる。

) その他共用スペース

室名	使用目的	要求性能
総合管理・守衛室	会館全体の管理事務・警備業務を行うために使用する。	(配置) 本館1階 (室数) 2室 (予定面積) 90 ㎡程度 (機能) ・電気系統、空調関係等を含めた会館全体の管理事務を想定すること。 ・ボランティア・NPO活動支援ゾーン等は、休日・夜間も自由な出入りが可能な運営を予定しており、それに対応した警備を想定すること。
その他	廊下、階段、エレベーター、トイレ、給湯室 等の共用部分	(予定面積) 合計 4,630 ㎡程度 (機能) ・多くの障害者の利用が想定され、ユニバーサルデザインへの配慮が特に求められる。 ・各階にユニバーサル・トイレ(男女1つずつ)を設置すること。 ・1階のユニバーサル・トイレの内1箇所は、大人用オムツ替えシートを設置し、オストメイト対応とすること。 ・誘導灯はフラッシュランプ及び誘導音付とすること。 ・地下は、機械室、ゴミステーション、倉庫等、創意工夫により有効利用すること。

)屋外施設(駐車場等)

)屋外施設(駐車場 屋外施設	使用目的	要求性能
駐車場	会館利用者の駐車場として使用する。	 (機能) ・200台程度の駐車台数を想定すること。 ・平面駐車場とすること。 ・前面道路からのアプローチ、駐車場内の機能的な利用に留意すること。 ・法令等に基づく所定の身体障害者用駐車スペースを確保すること。 ・会館利用者以外の目的外利用を抑制し、駐車利用の適切な管理を図るため、管理ゲートシステムの導入など、必要な施設整備を行うこと。
運動場	中央児童相談所において使用する。	(機能) ・500㎡程度の運動場を想定すること。 ・地方循環器病センター棟1階より直接運動場に出ることとし、外部からの進入・外部への逃避ができないよう配慮すること。
駐輪場	会館利用者の駐輪場として使用する。	(機能) ・150台程度の駐輪台数を確保すること (執務人員・施設規模から、事業者にて利用数を想定すること)。

文書館

) 収蔵スペース

)収蔵スペース 室名	使用目的	要求性能
公文書庫	公文書を保存する書	(配置)
	庫として使用する。	小児病棟 3 階
	岸として区内する。	(室数)
		3室
		(予定面積)
		合計 460 ㎡程度
		(機能)
		・公文書簿冊(5 cm)を約 125,000 冊収蔵
		可能な電動移動式書架を設置すること。
		・十分な耐荷重を確保すること。
		・不活性ガス消火設備を設置すること。
		「「石はカスパラス版画と版画すること。
 古文書庫	│ 古文書を保存する書	(配置)
	庫として使用する。	小児病棟2、3階
	7-23 (2/13) 30	(室数)
		2 室
		 (予定面積)
		合計 160 m ² 程度
		(機能)
		・書架1m当たり 100 点として、約 222,000
		点収蔵可能な電動移動式書架を設置する
		こと。
		・十分な耐荷重を確保すること。
		・一部の貴重書庫(20㎡程度)は24時間
		空調(温度23 ±2 、湿度55~6
		0 %) とすること。
		・不活性ガス消火設備を設置すること。
(次頁続く)		

室名	使用目的	要求性能
複製本・図書庫	複写文書、図書類、目録等を保存する書庫として使用する。	(配置) 小児病棟 2 階 (室数) 1室 (予定面積) 110 ㎡程度 (機能) ・図書等(3 cm)を約 43,000 冊収蔵可能な 電動移動式書架を設置すること。 ・十分な耐荷重を確保すること。 ・不活性ガス消火設備を設置すること。
マイクロフィルム庫	保存公文書・古文書のマイクロフィルムを保管するために使用する。	(配置) 小児病棟 2 階 (室数) 1室 (予定面積) 30 ㎡程度 (機能) ・マイクロフィルム約 32,000 本を収蔵可能 な移動式書架を設置すること。 ・2 4 時間空調(温度 2 3 ± 2 、湿度 5 5 ~ 6 0 %)とすること。 ・不活性ガス消火設備を設置すること。

) 利用サービススペース

)利用サービススペ ┃		T -15 1/1 6/4
室名	使用目的	要求性能
ロビー・展示コーナ	施設案内、利用者案内	(配置)
_	機能を備えたエント	小児病棟1階
	ランスとして使用す	(室数)
	る。	1室
		(予定面積)
		80 m ² 程度
		(機能)
		・施設案内、利用者案内機能を備えているこ
		・展示ケースを設置し、歴史的価値のある公
		文書・古文書等を展示できるようにするこ
		と。
│ │研修室	研修室として使用す	(配置)
机修主	ある。	小児病棟1階
	<i>`</i> ∂∘	(室数)
		1室
		(予定面積)
		70 m ² 程度
		(機能)
		・歴史資料の重要性や郷土の歴史について県
		民の理解を深める研修、会議(30名程度)
		収容)の利用を想定すること。
(次頁続く)		

室名	使用目的	要求性能
閲覧コーナー	閲覧コーナーとして使用する。	
特別閲覧室	公用の閲覧室、貴重資料の閲覧室として使用する。	(配置) 小児病棟2階 (室数) 1室 (予定面積) 30 ㎡程度 (機能) ・地図等の大型文書を閲覧可能な机が配置できる広さを確保すること。

) 作業スペース

)作業スペース 	使用目的	要求性能
荷解室・資料整備室	資料の搬入、補修・整理、一時保管を行う作業スペースとして使用する。	(配置) 小児病棟 1 階 (室数) 1室 (予定面積) 60 ㎡程度 (機能) ・自動車乗り入れ可能なスペースへ資料の搬入ができること。 ・作業台(2100×1050)1台、作業机2名 分、書棚が設置できる広さを確保すること。
マイクロ撮影室	マイクロ撮影を行うために使用する。	(配置) 小児病棟1階 (室数) 1室 (予定面積) 10㎡程度 (機能) ・マイクロ撮影機材1台が設置できる広さを 確保すること。

使用目的	要求性能
目録作成や研究のた めに使用する。	(配置) 小児病棟1階
	(室数)
	1室
	(予定面積)
	50 ㎡程度
	(機能)
	・専門職員 5 名程度が収蔵資料や県内各地に
	所在する古文書等歴史資料の調査・研究を
	行うことを想定すること。
	・作業台 (2100×1050)1 台、書棚が設置
	できる広さを確保すること。
	目録作成や研究のた

) 管理スペース

)官埋人ペー人		
室名	使用目的	要求性能
事務室・物品庫・更	文書館管理のための	(配置)
衣室	事務室・物品庫・更衣	小児病棟1階
	室として使用する。	(室数)
		7室程度
		(予定面積)
		合計 100 m²程度

) その他共用スペース

室名(配置)	使用目的	要求性能
その他	廊下、階段、エレベー	(予定面積)
	ター、トイレ、湯沸室	合計 330 m²程度
	等の共用部分	(機能)
		・ユニバーサルデザインへの配慮が求められ
		వ .

(4)その他の施設要件

緑化

できる限りの緑化に努めること。

境界

敷地周囲を生垣等で囲う。

施設利用時間

施設利用時間は、ゾーン/スペース毎に異なる。詳細は、入札公告時に明らかにする予定である。

なお、現状、概ね以下の通り想定している。

- ・執務スペース等:平日8:00~21:00頃(残業等による超過利用あり)
- ・中央児童相談所、女性相談所等の一部:24時間

(5) 仕上げ計画

仕上げ計画については、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても配慮し、 清掃しやすく管理しやすい施設とする。

また、使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、解体時・改修時における環境汚染防止のための対策を図る。特に石綿を用いた材料の解体に当たっては大気中への拡散防止措置を図ること。

仕上げの選定に当たっては「建築設計基準及び同解説 ((旧)建設大臣官房官庁営繕監修)」 (最新版)に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

(6)機器及び備品

諸室に導入する主な機器及び備品については、入札公告時に詳細を明らかにする予定である。なお、県等の所有する既存の機器及び備品を可能な限り移転し活用することで対応し、 事業者は一部機器のみ整備することとなる予定である。

6 設備の主要な機能要件

「 5 施設の主要な機能要件」で示した機能を満たすために必要となる設備の要件について示すが、以下にないものについては、事業者において検討の上、提案するものとする。

(1)電気設備

電灯設備

-) 各室、共用部に設ける照明器具(ちらつきのない機器) コンセント等の配線工事及 び幹線配線工事を行う。
-) 非常照明、誘導灯(バッテリー内蔵型)は関連法規に基づき設置する。
-) 外灯 (最低照度: 1lx) は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を行う。 受容電設備

受電方式は高圧受電(中国電力:6.6kV)とする。電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。

構内電話交換設備

施設用電話交換機を設備するとともに、配管配線を行う。

-) 中継方式:ダイヤルイン方式
-)交換機仕様:電子交換機とする。局線は、アナログ・デジタル回線が利用可能なよ うに各専用パッケージを実装する。

情報配管設備

LANを想定し、幹線敷設用ケーブルラックを敷設し、配管配線を行う。 別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書(案)」参照

表示設備

エレベーター、多目的トイレ及びシャワー室内に警報用押し釦を設置し、表示装置を総合管理室等に設置する。

テレビ共同受信設備

UHF、VHF、FM、AM、BSの各種テレビ・ラジオアンテナを設置する。また、CSアンテナに関しても対応可能な計画とする。

無停電電源装置等

事業者が実装した情報ネットワーク設備の停電時保障用に無停電電源装置等を設ける。 非常用発電設備

建物の防災設備機器及び維持運営に必要な機器の停電時保障用に非常用発電設備を設ける。

太陽光発電設備

屋上に太陽光発電設備パネル(100kWを目標とする)を設置し、自然エネルギーの 有効利用を図る。

情報ネットワーク設備

県の運用する岡山情報ハイウェイと接続する。

別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書(案)」参照

視聴覚補助設備

難視聴者のための視聴覚補助設備を設ける。

(2)機械設備

空調・換気設備

オゾン層破壊防止、地球温暖化抑制に最大限配慮した省エネルギーシステムとする。 給湯設備

-) 給湯箇所
- 30箇所程度予定
-) 給湯方式

局所式及び中央式の機器仕様については室の利用形態を適切に判断し選択する。 ガス設備

-) ガスの種類
- 13A(平成17年10月、5C 13Aに変更予定)
-) 安全対策

ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を行い安全性を高めるとともに、総合管理室等においてその管理ができるようにする。

(3)警備設備

建物出入口は常時出入チェックを行う。防犯設備、ITV監視設備等防犯設備を設置する。

設計・施工監理業務に関する要求水準

1 設計業務

(1)業務

事業者は県担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を 処理するものとする。

事業者は公共建築協会出版の建築工事共通仕様書 平成 13 年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修に準拠しその他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、 業務を処理するものとする。

事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、県担当者と連絡をとり、かつ十分に 打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに県担当者に、設計図書等を提出 するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

事業者は業務に必要と判断した場合は、地質調査等を行うものとする。

図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、県担当者の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、 各々一連の整理番号を付けること。

(2)手続書類の提出

事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して県担当者の承諾を受けること。

設計業務着手届

主任技術者届(設計経歴書添付)

協力技術者届

業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

(3)設計図書の提出

事業者は設計完了時に次の図書を県に提出し、県に内容の確認を受ける。

設計書類

構造計算書、設備負荷計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録

工事内訳書

工事内訳書は工種毎とし、建築工事内訳書標準書式(建築積算研究会制定)に従って 細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説(建築積算研究会制定)に従って積算すること。

図面(建築)

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、 各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室毎の面積 表、工程図、透視図、その他必要図面

図面(電気)

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、太陽光発電設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、防災設備配線図、その他必要図面

図面(空調)

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・ 断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備平面図、部分 詳細図、機器詳細参考図(特注品) 中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面

図面(衛生)

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図(便所他) 屋外設備図、その他必要図面

図面(昇降機)

昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面

工事を伴う備品リスト

2 施工監理業務

(1)基本的な考え方

事業契約に定める期間内に施設等の建設工事を実施する。その際特に以下の点について留意し、施工計画を立て、県の承認を得ること。

必要な関連法令を遵守する。

近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。

工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。

無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣に周知し、作業時間に関する了解を得る。

(2)着工前業務

建築確認申請ほか、水道加入等、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出する。

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行 と近隣住民の理解及び安全を確保する。

(3)建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。施工監理においては、以下の点に留意すること。

(建設工事)

県が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、県は 工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

事業者は、定期的に県から施工監理の状況の確認を受ける。

工事中の安全対策・近隣住民との調整等(工事中に新たに生じたテレビ電波障害対策を含む)は事業者において十分に行うこと。

事業者は、工事完成時には施工記録を整備して、現場で県の確認を受ける。

県が別途発注する第三者の行う設計・施工、及び備品の搬入作業が、事業者の業務に密接に関連する場合において、必要がある場合には調整を行い、第三者の設計・施工、及び備品の搬入に協力する。

(施工監理業務)

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。 県への完成確認報告は工事監理者が行う。

工事監理業務は「民間(旧四会)連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(4)竣工後業務

建築完了検査、不動産保存登記等に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施する。

工事完了後、県に業務完了届を提出して県の履行確認を受ける。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認する。

維持管理業務に関する要求水準(詳細:別添資料1)

- ・本件施設の維持管理業務について、別添資料1「維持管理業務に関する要求水準書(案)(以下「維持管理要求水準書(案)」という。)」に示す。
- ・事業者は「維持管理要求水準書(案)」及び「建築保全業務共通仕様書((旧)建設大臣官房 官庁営繕部監修、以下「保全業務共通仕様書」という。)」(最新版)に基づき、建物保守管理、 設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理、環境衛生管理、警備に関する業務を行う。
- ・「維持管理要求水準書(案)」、「保全業務共通仕様書」の両方に記載がある場合は、「維持管理要求水準書(案)」を優先し、「保全業務共通仕様書」のみに記載がある場合も業務を行うものとする。
- ・「維持管理要求水準書(案)」に記載されている用語については、「保全業務共通仕様書」に定義されている用語と同一とする。
- ・維持管理業務の実施状況について、県はモニタリングを行うが、その方法等については事業 契約書において定めるものとする。
- ・業務の一部又は全部を、あらかじめ県の承諾を得て、第三者に委託することができる。
- ・事業者は、県と協議の上、維持管理業務に関し、管理責任者である業務担当者を常任配置する。
- ・事業期間中の本件施設の維持管理に係る光熱水費は事業者の負担とし、省エネルギー等に関する提案内容及び提案コストからその有効性を判断する。
- ・事業期間中の本件施設に関して発生する経常修繕(毎年)及び計画修繕については事業者の 負担とし、経常修繕及び計画修繕に関する詳細な提案内容及び提案コストからその有効性を 判断する。

運営業務に関する要求水準(詳細:別添資料2)

・本件施設の運営に関しては、別添資料 2 「運営業務に関する要求水準書 (案)(以下「運営要求水準書(案)」という。)」に示す。事業者は、運営要求水準書(案)に基づき、本件施設の運営を行う。

情報ネットワークに関する要求水準(詳細:別添資料3)

・本件施設の情報ネットワークに関しては、別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書(案)(以下「情報ネットワーク要求水準書(案)」という。)」に示す。事業者は、情報ネットワーク要求水準書(案)に基づき、本件施設の情報ネットワークを整備する。